

## 市有バス等の市民利用に関する基準

### 1. 目的

この基準は、市が所有するバス等（以下「市有バス等」という。）を利用する場合の手続き等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2. 利用対象者

次項の利用目的を履行する団体（以下「利用団体」という。）

### 3. 利用目的

市有バス等を利用することができるのは、次に掲げる目的に利用する場合とする。ただし、市長が次に掲げる目的その他市の事業に準じるものとして適当と認めるときは、この限りでない。

- ① 市の代表として参加する行事への参加
- ② 他市との地域間交流を目的とした事業への参加
- ③ 防犯活動、防災活動など、地域の安全に資する研修の実施
- ④ 地域福祉の増進を目的とした福祉現場の視察の実施
- ⑤ 地域の青少年の体験活動を目的とした事業の実施
- ⑥ その他市長が適当と認めるもの

### 4. 利用範囲

市有バス等を利用する条件は、次のとおりとする。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。

- (1) 利用時間 午前9時から午後5時まで
- (2) 利用行程 片道100km以内の日帰り
- (3) 利用回数 同一団体又は同一代表者につき年(度)当たり2回以内
- (4) 利用人数 14名以上の参加が見込まれるもの
- (5) その他 現在、市と定期的に会議を行うなどの協力関係にある団体又はその団体の構成団体で、かつ次に掲げる要件を備えているもの
  - ア 会員（その団体を構成する者をいう。以下同じ）の半数以上が本市に住所を有し、勤務し、又は通学する者であること
  - イ 規則、会則、定款等を備えており、会員を広く受け入れていること
  - ウ 1年以上の公共的活動の実績があること

## 5. 運行中止

次に掲げる場合、運行を中止する。

- (1) 天候不良（大雨、雪、台風等）のとき
- (2) 車両整備が必要なとき
- (3) その他社会情勢等により、運行が適当ではないと市が判断したとき

## 6. 利用申請

- (1) 利用団体の代表者は、原則、市有バス等を利用しようとする月の2か月前までに、利用目的の行事等を所管する課等（以下「所管課等」という。）と協議を行うものとする。
- (2) 前号の協議が整った所管課等は別に定める予約方法（市有バス等の予約方法）に従って予約手続きを行う。

## 7. 利用許可等

前項の手続きで利用が決定した所管課等は、速やかに利用団体の代表者に通知するものとする。

市は、利用決定後、市有バス等の管理上支障があると認めるときは、利用を取り消すことができる。

利用団体の代表者は、その利用を取り消し、又は変更しようとするときは、速やかに所管課等に報告しなければならない。

## 8. 報告書の提出

利用団体の代表者は、原則、市有バス等を利用した日から30日以内又は事業実施年度の3月末日のいずれか早い日までに、所管課等に市有バス等利用報告書（以下「報告書」という。）を提出し、所管課等は、提出された報告書を課内決裁の上、メールにて管財課に提出するものとする。

また、市は、期限までに報告書を提出しない利用団体に対して、次回以降の利用を許可しないことができる。

## 9. 利用者の負担

利用団体の代表者は、利用に際し必要となる次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 有料道路料金
- (2) 駐車場料金

## 10. 利用者の遵守事項

市有バス等の利用に際し、利用者は、次に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しなければならない。

なお、市は、遵守事項を遵守しない利用団体に対して、許可の取り消し及び次回以降の利用を許可しないことができる。

- （1）車内を含む事業中の飲酒は厳禁とする
- （2）清潔に利用すること
- （3）走行中及び、その他運行に関する事項については職員（乗務員を含む）の指示に従うこと

この基準は、昭和54年4月1日より施行する。

この基準は、平成24年7月1日より施行する。

この基準は、平成26年4月1日より施行する。

この基準は、平成31年4月1日より施行する。

この基準は、令和5年4月24日より施行する。

この基準は、令和6年5月1日より施行する。